以上のとおりであるから，砂川市の本件利用提供行為が憲法の定める政教分離原則に違反するということはできない。多数意見は，日本人一般の感覚に反するものであり，到底賛成することはできない。したがって，本件利用提供行為が憲法の定める政教分離原則に違反すると判断した原判決及び第１審判決は破棄及び取消しを免れず，本件請求は棄却すべきである。

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官　竹﨑　博允
裁判官　藤田　宙靖
裁判官　甲斐中辰夫
裁判官　今井　　功
裁判官　中川　了滋
裁判官　堀籠　幸男
裁判官　古田　佑紀
裁判官　那須　弘平
裁判官　田原　睦夫
裁判官　近藤　崇晴
裁判官　宮川　光治
裁判官　櫻井　龍子
裁判官　竹内　行夫
裁判官　金築　誠志

当　事　者　目　録

上　告　人　砂川市長　菊谷　勝利
同訴訟代理人弁護士　新川　生馬
朝倉　　靖
被　上　告　人　谷内　　榮
被　上　告　人　髙橋　政義
上記両名訴訟代理人弁護士　石田　明義
井上　二郎
中島　光孝
康　　由美
今村　嗣夫
草薙　順一
小池　健治
加島　　宏
田中　稔子
内田　雅敏
大口　昭彦
井堀　　哲
浅野　史生
河村　健夫
大山　勇一

判決

上告人谷内榮，被上告人砂川市長間の財産管理を怠る事実の違法確認請求事件について，平成22年１月20日大法廷において次のような判決があった。(最高裁判所)

平成１９年（行ツ）第３３４号

判　　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の札幌高等裁判所平成18年(行コ)第17号財産管理を怠る事実の違法確認請求事件について，同裁判所が平成19年８月30日に言い渡した判決に対し，上告人から上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理　由

第１　事案の概要

１　本件は，砂川市（以下「市」という。）が神社の敷地となっている市有地を砂川市富平町内会（以下「本件町内会」という。）に無償で譲与したことは，憲法の定める政教分離原則に違反する無効な行為であって，同土地の所有権移転登記の抹消登記手続を請求しないことが違法に財産の管理を怠るものであるとして，市の住民である上告人が，被上告人に対し，地方自治法242条の２第１項３号に基づき上記怠る事実の違法確認を求める事案である。

２　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

⑴　譲与された市有地と神社施設の概要

市は，第１審判決別紙物件目録記載の各土地(以下「本件各土地」という。)を所有していたが，平成17年４月15日，これを市の富平地区に所在し地方自治法260条の２第１項の認可（以下「地縁団体の認可」という。)を受けた本件町内会に譲与し（以下，この譲与を「本件譲与」という。)，同日付け贈与を原因として所有権移転登記手続をした。

本件各土地は富平神社（以下「本件神社」という。)の敷地となっており，同土地上には，第１審判決別紙図面のとおり，北側から，鳥居（幅約4.5m)，石灯籠一対及び社殿（床面積25.92㎡，木造亜鉛メッキ鋼板葺南京下見板張り平家建建物）が一直線上に配置され，石灯籠と社殿の間には，「地神宮」と彫られた石造の地神宮が，社殿手前には清心（手水所）が設置されている。社殿の正面入口の外壁上部には「富平神社」との文字を刻した額が掲げられ，社殿正面奥に大国主命を祭神とする祠が設置されている（以下，祠を納めた社殿，鳥居，石灯籠，地神宮及び清心を併せて「本件神社施設」という。)。

⑵　本件譲与時における本件神社の管理状況等

ア　本件町内会は，良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とした地域的活動を行う町内会組織であって，宗教的活動を行うことを目的とする団体ではなく，組織的には本件神社と別個の存在である。本件町内会は，役員構成を始め組織として本件神社と特別の関係はなく，その会員又は役員の資格として本件神社を中心とする特定の宗教団体に所属していること等が条件とされているものでもない。また，その会計は本件神社とは別に管理されている。

イ　本件神社は，法人格を持たず，組織，活動等について定めた規約もなく，神職も常駐していない。ただし，住民の話合いによって選任された総代及び会計係各１名が，本件町内会の住民から，本件神社の維持運営費として１世帯当たり年額1500円を集金したり，例大祭の準備活動をしたりするなど，神社の維持運営に関する事務を行っている。富平地区の世帯数は30数世帯であるが，平成13年度ないし同15年度当時，その大多数が維持運営費を支払っている。本件神社の例大祭の行事等の費用は，住民からの寄附金や賽銭によって賄われている。

ウ　本件神社においては，毎年，初詣で並びに春季及び秋季の例大祭が行われており，初詣での際には，富平地区の住民らが参拝に訪れ，春季及び秋季の例大祭においては，砂川神社の宮司が本件神社の社殿内で祝詞を奏上するなどの神事を行い，例年10名前後の住民が参拝に訪れている。例大祭の期間中,「奉納　富平神社　氏子中」などと書かれたのぼりが鳥居の両脇に立てられるほか，社殿の正面入口の軒下部分に,「奉納　富平神社総代」などと鈴緒に書かれた鈴が取り付けられ，入口近くに賽銭箱が置かれる。なお，毎年８月の砂川神社の祭りの際には，本件神社に砂川神社のみこしが訪れ，宮司や巫女による神事が行われている。

⑶　本件神社の沿革及び本件譲与に至る経緯

ア　本件各土地は，もともと富平地区に存在した富平各部落会（本件町内会の前身）が実質的に所有する土地として地域住民に利用されていたが，形式的には地域住民らの個人名義で登記されていた。富平地区の住民らは，明治27年，本件各土地上に五穀豊穣を祈願して大国主命を祭神とする小祠を建立した（当時は赤平神社と呼ばれていた。)。その後,大正７年から昭和43年までの間に，本件各土地上に本件神社施設が順次設置されて現在に至っている。

イ　市は，昭和10年，富平各部落会から本件各土地上に富平小学校の教員住宅を建設してほしいとの要望を受け，本件各土地の寄附及び所有権移転登記を受けて同住宅を建築した。

ウ　富平小学校の教員住宅は昭和50年に取り壊されることとなったため，市は，これに伴い，同51年４月，本件各土地の管理目的を児童公園等の部落共同目的の用に供することに限定して，その管理を無償で富平各部落会に委託した。なお，当時，本件各土地上には本件神社施設のほか農協倉庫や青年会館が存在し，また，その一部は児童公園としても利用されていた。以後，本件各土地は富平各部落会及びその後身である本件町内会が自主的に管理活用してきた（この間，上記の倉庫等及び公園は取り壊されるなどして現在は存在しない。)。

エ　上告人は，平成16年９月，市の監査委員に対し，市が本件各土地を本件神社の敷地として使用させていることは政教分離原則に違反するとして住民監査請求を行った。監査委員は，同年11月22日付けの監査結果において，結論として政教分離原則違反は認められないとしたが，市有地上に神社の祠が存在し祭事に利用されていることは，一部市民に不審を抱かせるものであるから，従前の経緯を考慮し，本件各土地を富平地区住民に譲与するなどの方策を講ずる必要があると考える旨の意見を付記した。

これを受けて,市は,市有地が神社の敷地となっている状態を解消するため，本件町内会と協議した上，同17年４月15日，譲与についての市議会の議決を経て，地縁団体の認可を受けた本件町内会に対し本件譲与を行った。